

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領

第1 通則

1 目的

この要領は、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業（以下「本事業」という。）の適正な執行や同事業により導入した施設の適正な運営・管理に資するため、必要な事務処理について定めるものとする。

2 関係法規

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱」（平成28年(2016年)1月20日27林整計第232号）、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」（平成28年(2016年)1月20日27林整計第236号）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領」（平成28年(2016年)1月20日27林整計第237号）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について」（平成28年(2016年)1月20日27林整計第238号）、「熊本県補助金等交付規則」（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）並びに関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業内容

本事業において、この要領が適用される事業メニューは、以下に掲げる内容とする。

- 木材加工流通施設等整備
- 高性能林業機械等の整備

第3 体質強化計画の作成等

1 体質強化計画の作成

知事は、事業初年度に、事業要望等を調査し、体質強化計画を作成するものとする。

2 体質強化計画の意見聴取

知事は、体質強化計画の作成に当たっては、必要に応じて地域連絡会議等の意見を聴くことができるものとする。

3 体質強化計画の承認

知事は、前記2を踏まえた体質強化計画について、林野庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

4 体質強化計画の変更

知事は、本事業に係る内容の変更が生じた場合、体質強化計画を変更することができるものとする。

第4 年度別事業計画の作成等

1 事業主体別の事業計画書の作成等

(1) 本事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、事業主体別の事

業計画書（以下「個別計画書」（別記第1号様式））を作成し、事業実施年度の前年度の7月末日までに関係市町村長へ提出するものとする。

なお、事業主体が熊本市に存する場合は、県央広域本部上益城地域振興局長へ提出するものとする。

また、補正予算等に係る個別計画書の関係市町村長及び県機関への提出期限については、その都度通知するものとする。

(2) 事業主体は、個別計画書の作成に当たっては、次の内容に留意することとする。

(ア) 計画の内容は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領第2及び第3や合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について第2及び第3の基準等を踏まえたものとする。

なお、個別計画書は、以下の資料をもって構成する。

事業計画全体概要

全体総括表、施設整備等総括表（内訳表を含む）、種目別計画（事業概要、利用計画等、事業計画、事業計画図）

収支計画（収支を伴う施設*に限る）

* 収支を伴う施設とは、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設

事業実施体制等

計画主体及び事業主体の推進体制、事業主体の実施体制及び施設等の管理運営体制

原木安定供給計画参画事業体との連携

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について第3の(1)に定める木材加工流通施設の整備にあつては、原木安定供給計画参画事業体等との木材安定取引協定書等及び事業計画フロー等を添付すること。

経営診断の結果を反映した事項

収支を伴う施設で事業費が概ね5,000万円以上のものについては、経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させること。

補助事業の消費税等相当額に関する事項

事業主体は「消費税納付についての調査書」（別記第14号様式）を添付すること。

事業により取得した財産の使用に関する誓約書

事業主体は、事業により取得した財産を使用し、森林関連法令への違反等不適切な行為を行わない旨の誓約書を添付する。（別記第15号様式）

添付資料

事業計画概要図（5万分の1程度）、費用対効果分析書、その他（フロー図、見積書、カタログなど）

(イ) 目標指標は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領第3の(2)に定める別表3「指標のガイドライン」に基づくものとし、本要領別表1「目標指標について」に示された目標の達成に資するものであることとする。

(ウ) 事前評価（費用対効果分析）は、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評

価実施要領に基づき、原則として事業主体が施設ごとに行うものとする。

2 年度事業計画作成の申請

- (1) 第4の1の(1)により個別計画書を受理した市町村長又は事業を実施しようとする市町村長(以下「事業実施市町村長」という。)は、所管の広域本部長又は上益城地域振興局長、阿蘇地域振興局長、球磨地域振興局長(以下「本部長等」という。)に対し、事業実施年度の前年度の8月15日までに、年度事業計画作成申請書(別記第2号様式)を提出するものとする。

なお、熊本市及び熊本市に存する事業体並びに宇城地域を所管する市町村長は、県央広域本部上益城地域振興局長へ提出する。

また、事業実施市町村長は提出に当たり、別表2の「事業主体別の事業計画書チェックシート」を作成し、年度事業計画作成申請書に添付するものとし、事業主体が熊本市に存する場合は、県央広域本部上益城地域振興局長が作成するものとする。

なお、補正予算等に係る事業の本部長等への提出期限については、その都度通知するものとする。

- (2) 前記(1)により年度事業計画作成申請書を受理した本部長等は、事業実施年度の前年度の8月末日までに事業計画作成申請書を農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。
- (3) 本部長等は、年度事業計画作成申請書の提出に当たり、添付された事業主体別の事業計画書等の内容を確認し提出するものとし、必要に応じて林業関係団体等の意見を聴くものものとする。

3 県による年度事業計画の作成等

- (1) 知事は、第4の2の(2)に基づき本部長等から提出された年度事業計画作成申請書の内容(事業主体別の事業計画書及びそのチェックシートを含む。)を審査した結果、適当と認められるときは、年度事業計画を作成するものとする。
- (2) 知事は、年度事業計画の作成に当たっては、必要に応じて地域連絡会議等の意見を聴くとともに、他の事業及び関係機関との十分に調整を図るものとする。
- (3) 知事は、年度事業計画を作成したときは、関係市町村長等に年度事業計画通知書(別記第3号様式)を通知するものとする。
- (4) 前記(3)により通知を受けた市町村長は、関係事業主体と連絡調整を図るものとする。

4 県による年度事業計画の変更

知事は、年度計画作成後において、個別計画の変更等が生じた場合には、必要に応じて、年度計画の変更を行うことができるものとする。

なお、年度計画の変更に当たって、新たな個別計画の追加等がある場合は、第4の1～3の規定に準じて行うこととする。

5 個別計画の変更

- (1) 事業主体は、事業内容の変更に伴い、個別指標の数値を変更しようとするときは、変更計画書を作成し、次の関係書類を添えて事業実施市町村長に提出するものとする。

なお、原則として、交付決定額の増額変更は認めないものとする。

・事業変更計画書 1部

・計画変更の理由書 1部

- (2) 事業実施市町村長は、事業主体から前記(1)により提出があった場合は、地元関係者等の意見を聴き、事業計画変更協議書(別記第4号様式)を所管本部長等を経由し、部長に提出するものとする。
- (3) 知事は、事業計画の変更協議に当たっては、必要に応じて関係者等の意見を聴き、適正であると判断されるときは、事業計画変更通知書(別記第5号様式)を事業実施市町村等に通知するものとする。
- (4) 前記(3)により通知を受けた市町村長は、関係事業主体と連絡調整を図るものとする。
- (5) 事業主体は、上記以外の軽微な変更等を必要とするときは、事業実施市町村長を経由し、所管本部長等の指示を受けるものとする。

6 個別計画の中止

- (1) 事業主体は自然災害や社会的・経済的事情から著しい変化等予測不能な事態により、事業を中止しようとするときは、理由書を添えて事業実施市町村長に提出するものとする。
- (2) 事業実施市町村長は、事業主体から前記(1)により提出があった場合は、地元関係者等の意見を聴き、事業の中止について所管本部長等を経由し、部長に報告するものとする。
- (3) 知事は、事業計画の中止に当たっては、必要に応じて関係者等の意見を聴き、適正であると判断されるときは受理し、事業実施市町村等に通知するものとする。
- (4) 前記(3)により通知を受けた市町村長は、関係事業主体と連絡調整を図るものとする。

第5 事業の実施に伴う手続

1 補助金の事務

補助金に係る交付申請(変更を含む)、請求、実績報告等の事務手続については、事業実施市町村長を経由し、所管本部長等に提出するものとする。

2 事業の着手

(1) 着工の制限

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、補助金交付申請後において、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業主体は事業実施市町村長及び所管本部長等を経由し、補助金交付決定前着手承認申請書(別記第6号様式)を部長に提出するものとする。

(2) 着手届

事業主体が事業に着手したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、事業着手届(別記第7号様式)を事業実施市町村を経由し、所管本部長等に提出するものとする。

ア) 契約書の写し 1部

イ) 工事工程表 1部

3 進捗状況報告

- (1) 事業主体が事業に着工した後は、事業実施市町村長は常に事業の実施状況を把握

し、月末ごとの進捗状況を進捗状況報告書（別記第8号様式）により、所管本部長等に報告するものとする。

- (2) 前記(1)の報告を受けた所管本部長等は、管内の進捗状況を取りまとめのうえ、翌月の5日までに部長に提出するものとする。

4 実施の延期等

- (1) 事業主体は、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文書をもって、事業実施市町村及び所管本部長等を経由し、部長に報告するものとする。

この場合において、天災その他の災害による場合にあつては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗状況、被災の程度、復旧見込額及び防災・復旧措置等を明らかにし、状況写真を貼付するものとする。

- (2) 前記(1)の報告があつた場合、部長は必要に応じて現地調査等を実施して報告事項を確認のうえ、適切な措置を指導するものとする。

第6 事業完了に伴う手続

1 完了届

- (1) 事業主体は、工事等が完成し、竣工検査を了したときには、速やかに事業実施市町村長へ関係書類を添え報告するものとする。
- (2) 前記(1)により報告を受けた事業実施市町村長は、その工事等が適正に行われたことを確認のうえ、次に掲げる書類を添えて速やかに事業完了届（別記第7号様式）を所管本部長等に提出するものとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ア) 竣工写真 | 1部 |
| イ) 竣工（確認）検査復命書（写し） | 1部 |
| ウ) 補助工事等竣工確認検査要請書（森林土木工事、建築工事等に限る） | 1部 |
| エ) 変更契約がある場合は契約書の写し | 1部 |

2 県の確認検査

所管本部長等は、前記1により事業完了届の提出があつた場合には、事業の適否について、確認検査を行うものとする。この場合において、熊本県補助工事等検査規定、熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領及び熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領によるものとする。

3 事業実績の報告

- (1) 事業実施市町村長は、県の確認検査が完了したときは、事業実績報告書（熊本県農林水産業振興補助金等交付要項別記第11号様式）を作成し、所管本部長等を経由し部長に提出するものとする。
- (2) 前記(1)により事業実施市町村長が事業実績報告書を提出する場合の期日は、県の確認検査が完了した日（しゅん工確認通知書を受領した場合は、その通知日）から20日以内又は3月31日のいずれか早い期日とする。

ただし、交付決定額の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の4月30日とする。

また、繰越を行う場合の当該年度分は、3月31日までとする。

4 市町村別調書の提出

事業実施市町村長は、事業が完了したときは、市町村別調書（別記第9号様式）を作成し、翌年度の4月30日までに、所管本部長等を経由し部長に提出するものとする。

5 その他の関係法規に基づく手続

事業主体は、事業完了に伴い建築基準法等に基づく承認等を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれの所要の手続を行うものとする。

6 関係書類の整理

事業主体は、次に掲げる事業の実施に係る関係書類等を備え、整理・保存しておくものとする。

なお、関係書類の種類及び様式については、各事業主体の実情に応じ適宜作成して差し支えないものとする。

(1) 予算関係書類

ア) 事業実施に関する議会（総会）等の議事録

イ) 予算書及び決算書

ウ) 負担金・分担金賦課明細書

(2) 工事施工関係書類

直営の場合

ア) 工事材料検収簿・同受払簿

イ) 賃金台帳・労働者出沒簿

ウ) 工事日誌及び現場写真

請負の場合

ア) 入札てん末書

イ) 請負契約書

ウ) 工事完了届及び現場写真

エ) 工事日誌及び現場写真

(3) 経理関係書類

ア) 金銭出納簿

イ) 負担金・分担金徴収台帳

ウ) 証ひょう書類（見積書、請求書、入金伝票、領収書、借用証書等）

(4) 往復文書

補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認・補助金交付決定書類、設計書類等

(5) 施設管理又は利用規程

ア) 管理規定又は利用規程

イ) 財産台帳

第7 事業完了後の施設の管理

1 施設の管理

事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理し、機械施設等の定められた耐用年数に留意のうえ、その設置目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

2 管理主体

施設の管理は、原則として、事業主体がこれを行うものとする。ただし、事業主体が直接管理することが不適当な場合には、その施設の設置目的の達成により適した団体にこれを管理させることができるものとする。この場合、事業主体はその旨を事業実施市町村長及び所管本部長等を経由し、部長に届け出てその指示を受けるものとする。

ただし、事業実施前年度において、国・県の計画協議等により、あらかじめ承認を受けた場合は、この限りでない。

3 管理方法

- (1) 事業主体又は管理主体は、施設管理の状況を明確にするため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳を備えるものとする。
- (2) 事業主体又は管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて、適正な管理を行うとともに、施設の永続的活用を図り得るよう施設の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。この場合において、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。

ア) 目的

イ) 施設の種類、構造、規模、形式及び数量

ウ) 施設の所在

エ) 管理責任者

オ) 利用者の範囲

カ) 利用方法に関する事項

キ) 使用料に関する事項

ク) 施設の償却に関する事項

4 達成状況及び利用状況の報告

事業実施市町村は、別に定める「国庫交付金及び基金事業等で導入した機械・施設の達成状況調査報告及び利用状況調査報告事務取扱要領（平成29年6月30日制定）」に基づき、事業の達成状況及び利用状況を調査し、調査報告については、所管本部長等を経由し部長に提出するものとする。

なお、事業主体は、報告期間内において、報告内容の積算根拠となる資料を保管することとする。

5 施設の標示

事業により設置した機械・施設等については、その導入年度等を明らかにするため、事業名、施設名、導入年度、事業主体等を見やすい箇所に標示することとする。

6 処分等の取扱い

次に掲げる処分等の取扱いに当たっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日経第385号）」において規定する取扱いに準ずるものとする。

(1) 増改築等に伴う手続

本事業により取得した施設の主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等を行うときは、事業主体又は管理主体（当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。以下同じ）は、あらかじめ事業実施市町村長に協議するものとし、協議を受けた事業実施市町村長は、協議書（別記第10号様式）を所管本部長等に提出し、指示を受けるものとする。

なお、施設の移転のみをしようとする場合も同様とする。
ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合は、この限りでない。

(2) 機械施設等の処分の手続

事業主体又は管理主体は、基金事業によって取得した機械施設等を処分しようとするときは、その旨を事業実施市町村長に届け出るものとし、届出を受けた事業実施市町村長は、その処分が機械施設等の定められた耐用年数以内である場合には、別記第 1 1 号様式により、所管本部長等を経由して部長に申請し、承認を得るものとする。

また、それ以外の処分のときは、別記第 1 2 号様式により所管本部長等を経由して部長に報告するものとする。

(3) 災害被害財産等の処分の手続

施設が天災その他の災害を受けたときは、事業主体又は管理主体は、遅滞なく、その旨を事業実施市町村長に届け出るものとする。

事業実施市町村長は、当該報告に基づく施設等の所在事業種目、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業主体において講じた暫定措置並びに防災・復旧措置等について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して、別記第 1 3 号様式により所管本部長等を経由し部長に報告するものとする。

ただし、災害被害財産が耐用年数以内である場合に事業実施市町村長は、災害被害財産の処分について、知事の承認を得るものとする。

第 8 改善措置の実施

知事は、事業実施後において、各事業計画における目標値等の達成状況が低調な場合は、別に定める「国庫交付金及び基金事業等で導入した機械・施設の達成状況調査報告及び利用状況調査報告事務取扱要領」に基づき、目標の達成に向けた改善措置を実施するものとする。

第 9 事業完了後の計画変更

事業主体は、事業完了後において、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合には、事業計画の変更を行うことができるものとする。

なお、変更の手続きについては、第 4 の 5 の規定に準じることとする。

第 10 その他

1 関係規程の整備

事業実施市町村長は、事業実施上あるいは補助金等手続上に必要な事業実施要領、補助金等交付要項の規程を別に定めるものとする。

2 事業執行に伴う関係書類様式一覧

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 事業計画書 | 別記第 1 号様式 |
| (2) 事業計画作成申請書 | 別記第 2 号様式 |
| (3) 事業年度計画通知書 | 別記第 3 号様式 |
| (4) 事業計画変更協議書 | 別記第 4 号様式 |
| (5) 事業計画変更通知書 | 別記第 5 号様式 |

(6) 補助金交付決定前着手承認申請書	別記第6号様式
(7) 事業着手届(事業完了届)	別記第7号様式
(8) 進捗状況報告書	別記第8号様式
(9) 事業所在市町村別調書	別記第9号様式
(10) 施設の増改築等について(協議)	別記第10号様式
(11) 機械施設の処分について(承認申請)	別記第11号様式
(12) 機械施設の処分について(報告)	別記第12号様式
(13) 災害報告について	別記第13号様式
(14) 消費税納付についての調査書	別記第14号様式
(15) 財産使用に関する誓約書	別記第15号様式

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年6月30日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年3月15日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年(2019年)3月15日から施行する。

○目標指標について

別表 1

< 体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）>

	区分	指標	現状 (H27)	目標 (H31)	伸び率 (%)	根拠計画等	備考
取り組 みに 応じ て必 須選 択	大規模・ 高効率化	(新設の場合) 1日(施設)あたりの原木処理量	-	12.4 m ³ /施設・日	-	木材統計	全国平均(木材統計)10.3m ³ ×1.2倍
		(新設以外の場合) 1日(施設)あたりの原木処理量	-	-	120.0	合板・製材生産性強化対策事業実 施要領の運用について第3	
	低コスト 化	(新設の場合) 1人当たりの労働生産性(物理生産性)	-	318 m ³ /人	-	木材統計	木材統計の製材品出荷量・ 従業員数から算出
		(新設以外の場合) 1人当たりの労働生産性(物理生産性)	-	-	107.8	同上	H24労働生産性 H27 労働生産性の伸び率
	品目転換	(新設の場合) 1人当たりの労働生産性(付加価値生産性)	-	5,048 千円/人	-	中小企業実態調査	中小企業実態調査「木材・ 木製品製造業」全国平均
		(新設以外の場合) 1人当たりの労働生産性(付加価値生産性)	-	-	103.2	同上	H24付加価値生産性 H27 付加価値生産性伸び率

< 個別指標（事業実施主体ごと）>

メニュー	個別指標		現状 (H27)	目標 (H31)	伸び率 (%)	根拠計画等	備考
木材加工流 通施設等整 備	必要に応じて 1つを選択	間伐材等利用(加工)量	49万m ³	56万m ³	114.3	熊本県森林・林業・木材産業基本 計画	製材用県産木材の需要量
		間伐材等利用(流通)量	85万m ³	108万m ³	127.1	同上	県産木材の需要量
		間伐材等利用(乾燥)量	146千m ³	170千m ³	116.5	同上	乾燥材出荷量
高性能林業 機械等の導 入	必須	素材生産量	109万m ³	130万m ³	119.3	同上	素材生産量
		素材生産性(主伐・間伐)	5.1 m ³ /人	5.6 m ³ /人	109.8	同上	労働生産性(皆伐・間伐) から試算

別記第1号様式【第4の1の(1)関係】

整理番号	
都道府県名	熊本県
事業実施市町村	
作成年度	平成 年度
実施期間	自：平成 年度 至：平成 年度

平成 年度
熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業計画書

【木材加工流通施設等整備】

【高性能林業機械等の整備】

事業主体：

第1 事業計画全体概要

1 熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業 全体総括表

メニュー	事業種目	工種又は区分	実施市町村	事業主体	事業内容	事業費(千円)	補助金(基金・交付金)			指標	個別指標						費用対効果分析の結果	備考
							事業費(千円)	附帯事務費(千円)	合計(千円)		現状値			目標値				
											数値	単位	年度	数値	単位	年度		
木材加工流通施設等整備																		
				小計														
	計																	
合計																		
高性能林業機械等の整備																		
				小計														
	計																	
合計																		
総事業費																		

注) 記載に当たっては、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領及び合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用についてを参照のこと。

2 施設整備等総括表

メニュー	事業種目	工種又は区分	実 施 市町村名	事業主体	受 益 範 囲	受 益 戸 数	工種又は施設区分	事 業 量		事業費	負 担 区 分					備 考
								A	B		基金・交付金	都道府県	市町村	公庫資金	その他	
								千円								
										千円	千円	千円	千円	千円	千円	
				細計												
				小計												
	事業種目計															
	メニュー - 計															
計																
合計																

(注) 1 本表は、事業主体ごとに作成する。

2 メニュー、事業種目、工種又は区分、事業費AB欄は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の別表1によるものとする。

3 受益範囲は、施設整備後受益が及ぶ範囲を記載する。

4 事業量A欄及びB欄において、事業量が「式」、「-」で表示されるものについては、内訳を別表で添付する。

3 - 1 木材加工流通施設等整備

(1) 間伐材等加工流通施設整備

(木材処理加工施設整備、木材集出荷販売施設整備、森林バイオマス等再利用促進施設整備)

ア 事業の概要

間伐材等加工流通施設の整備方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、生産計画との関連及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 木材処理加工施設

区 分	事業主体	利 用 計 画								個別指標 ()		備 考
		利用 方法	受益 戸数	製品の 種 類	J A S 認 定	製品の数量		乾燥等高次加工割合		現状	目標 (うち協定取引量)	
						現状	目標	現状	目標			
						m3 / 年	m3 / 年	%	%	m3 / 年	m3 / 年	
										うち J A S 格付量 m3 / 年	m3 / 年	
										(協定取引量) m3 / 年		
計												

- (注) 1 区分は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の別表1の「工種又は区分」より記載する。
 2 J A S 認定には、J A S 認定種目・認定日・認定番号を記載する。
 3 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。
 4 個別指標の欄の()には、間伐材等利用(加工・乾燥)量等を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値及びJ A S 格付けによる出荷量(現状・目標)を記載する。
 また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。
 なお、協定取引量を目標の欄に()書きにて記載する。
 5 貸付事業については、区分ごとに備考欄に貸付事業と記載する。

b 木材集出荷販売施設

事業主体	利 用 計 画				個別指標 ()		備 考
	区 分	受益戸数	年間取扱量		現状	目標 (うち協定取引量)	
			現状	目標			
			m3 / 年	m3 / 年	m3 / 年	m3 / 年	
計							

- (注) 1 区分は、素材販売及び製品販売とする。
 2 最大時貯蔵量を平均取扱量の欄に()書きする。
 3 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。
 4 個別指標の欄の()には、間伐材等利用(加工・乾燥)量等を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。
 また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。
 なお、協定取引が必要な場合は、将来の欄に()書きにて取引量を記載する。

c 森林バイオマス等再利用促進施設

区分	事業主体	利 用 計 画				個別指標 (間伐材等利用(加工)量)		備 考	
		利用方法	受益戸数	製品の種類	製品の数量		現状		目標 (うち協定取引量)
					現状	目標			
					m3/年	m3/年			
計									

- (注) 1 区分は、森林バイオマス加工施設、森林資源再利用処理装置、森林バイオマス再利用促進用機械とする。
 2 利用計画における現状は、最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。
 3 個別指標の欄には、間伐材等利用(加工)量等を記入し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。
 また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。
 なお、協定取引が必要な場合は、将来の欄に()書きにて取引量を記載する。
 4 貸付事業については、区分ごとに備考欄に貸付事業と記載する。

ウ 事業計画

事業主体	事業内容	型式規模	現在保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
					円	千円	
計							

(注) 事業内容は、工種又は施設区分に準ずる。

エ 協定取引の内容

協定取引の相手方	樹種	形状	取扱量	期間	振興局での 内容確認	備考
			m3			
計						

オ 事業計画図

既存の施設のほか、整備を計画する施設の名称、位置を記載する。

3 - 1 木材加工流通施設等整備

(2) 間伐材等加工流通施設整備(ストックヤード整備)

ストックヤードの整備方針、事業の内容、受益対象の範囲、路網整備との関係及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

a 山元貯木場等

事業主体	作業 基地名	利 用 計 画								個別指標 (間伐材等流通量)		備 考
		利用対象区域森林					生産計画			現状	目標 (うち協定取引量)	
		受益 戸数	面 積			蓄積	伐採 面積	素材生産 (間伐 材)	その 他			
			国有林	公有林	私有林					計		
		戸	ha	ha	ha	ha	m ³	ha	m ³			
計												

(注) 1 生産計画には、効率化基地整備後3ヵ年間の延べ事業量を記載する。

2 個別指標の欄の()には、間伐材等利用(流通)量(全体量及び間伐材量)を記載し、現状は最近3ヵ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。

また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。

なお、山元貯木場を整備する場合は、山元貯木場の取扱量を記載し、最大時貯木量を()書きする。

b 機械等

事業主体	利用方法	利 用 計 画				個別指標 ()		備 考
		現状 (素材流通量)		目標 (素材流通量)		現状	目標 (うち協定取引量)	
		受益戸数	材 積	受益戸数	材 積			
		戸	m ³	戸	m ³			
計								

(注) 1 受益戸数は、関係市町村内に本拠を置く事業体数とする。

2 利用計画の現在の素材生産には最近3ヵ年の平均値を、将来は整備後3ヵ年後の目標値を記載する。

3 個別指標の欄の()には、間伐材等利用(流通)量(全体量及び間伐材量)を記載し、現状値は最近3ヵ年の平均値を、目標は整備後3年後の目標値を記載する。

また、備考欄には、年度ごとの内訳を記載する。

なお、山元貯木場を整備する場合は、山元貯木場の取扱量を記載し、最大時貯木量を()書きする。

また、協定取引が必要な場合は、将来の欄に()書きにて取引量を記載する。

ウ 事業計画

a 山元貯木場等整備

事業主体	施設名	現 在 保有数量	本事業による 導入数量	事業費	備 考
		箇所 m ²	箇所 m ²	千円	
計					

(注) 施設名は、空輸作業基地、作業ポイントとする。

b 機械等整備

事業主体	施設(機械)名	型式規模	現 在 保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
			台	台	円	千円	
計							

(注) 1 施設(機械)名は、工種又は施設区分による。

2 型式規模は、メ - カ - 、型番及び能力等の表示を記載し、カタログ等を添付する。

エ 協定取引の内容

協定取引の相手方	樹種	形状	取扱量	期間	振興局 内容確認	備考
			m ³			
計						

オ 事業計画図

既存施設のほか、施設整備に計画する施設の名称、位置を記載する。

3-2 高性能林業機械等の整備

ア 事業の概要

高性能林業機械の導入方針、事業の内容、受益対象の範囲、路網整備との関係及び事業効果等について記述する。

イ 利用計画等

事業主体	利 用 計 画				個別指標		備 考
	利用方法	受益戸数	現状 (素材生産量)	目標 (素材生産量)	現状	目標	
			材 積	材 積			
		戸	m ³	m ³	素材生産量		
					m ³	m ³	
					(うち間伐材生産量)		
					m ³	m ³	
					素材生産性		
					m ³ /人	m ³ /人	
計							

- (注) 1 利用方法については、次の点に留意の上、「協業生産」又は「共同利用」に区分して記載する。
(以下、各事業種目について同じ)
「協業生産」とは、事業主体自らの事業実施のため、機械施設を導入するものをいう。
「共同利用」とは、事業主体の構成員の利用に供するため、機械施設を導入するものをいう。
- 2 利用計画の現在の素材生産は最近3カ年の平均値を、目標の素材生産は整備後3カ年後の目標値を記載する。
- 3 個別指標の欄の()には、素材生産量等を記載し、現状は最近3カ年の平均値を、目標は整備後の目標値を記載し、年度ごとの数量を備考へ記載する。
- 4 個別指標の目標欄には、目標の素材生産量及び間伐等森林整備促進対策事業(T P P・EPA対策)における間伐材生産量、素材生産性を記載する。

ウ 事業計画

事業主体	施設(機械)名	型式規模	現 在 保有数量	本事業による 導入数量	単 価	事業費	備 考
			台 m ²	台 m ²	円	千円	
計							

- (注) 1 施設(機械)名は、工種又は施設区分による。
2 型式規模は、メ・カ・、型番及び能力等の表示を記載し、カタログ等を添付する。

エ 事業計画図

既存施設のほか高性能林業機械等導入に伴う事業実施計画箇所等の位置を記載する。

第2 収支計画

(当該事業にかかる収支)

事業実施主体	収 支			備 考
	項 目	現 在	将 来	
	円	円	円	
	収 入			
	支 出			
	差 引			
	収 入			
	支 出			
	差 引			

< 団体における全体の収支 >

事業実施主体	収 支			備 考
	項 目	現 在	将 来	
	収 入			
	支 出			
	差 引			

(注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。また、同一施設が複数ある場合には、施設ごとに記載する。

2 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画とそれぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。

3 現在の収支には、最近3カ年の平均収支を記載し、将来の収支には、この事業による施設(機械)導入後(3年後)の収支を記載する。

4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。

5 収支は、固定経費及び変動経費の合計とし、その積算根拠を添付する。

収支計画の付（内訳書）

収支実績

区 分		過去3年間平均実績（H～H）		
		金額(千円)	根 拠	
売上高	製品名A			
	製品名B			
	製品名C			
	計			
製造原価	○労務費			
	原材料			
	電力料			
	動力費			
	修繕費			
	消耗品費			
	○減価償却費			
	その他雑費			
	計			
売上総利益				
販売管理費	販売費	運賃、通信費等		
		業務費		
	計			
	一般管理費	○人件費		
		法定福利費		
		○租税公課		
		保険料		
		管理諸費		
		○減価償却費		
		○従業員教育費		
		○地代家賃		
		その他雑費		
		計		
	営業利益			
営業外損益				
	計			
経常利益				

付加価値額	千円
付加価値生産性	千円/人

《収支計画》

区 分		3年後（H）収支計画		
		金額(千円)	根 拠	
売上高	製品名A			
	製品名B			
	製品名C			
	計			
製造原価	○労務費			
	原材料			
	電力料			
	動力費			
	修繕費			
	消耗品費			
	○減価償却費			
	その他雑費			
	計			
売上総利益				
販売管理費	販売費	運賃、通信費等		
		業務費		
	計			
	一般管理費	○人件費		
		法定福利費		
		○租税公課		
		保険料		
		管理諸費		
		○減価償却費		
		○従業員教育費		
		○地代家賃		
		その他雑費		
		計		
	営業利益			
営業外損益				
	計			
経常利益				

付加価値額	千円
付加価値生産性	千円/人

木材加工流通施設整備のうち、品目転換に係る施設整備を行う場合は、付加価値額及び付加価値生産性を算出すること。

第3 事業の実施体制等

1 計画主体及び事業主体の推進体制

事業計画を円滑に推進するための体制について記述する。

2 事業主体の実施体制及び施設等の管理運営体制

事業主体 (事業主体区分)	構成員の 内容	構成員数	法人・任意団体の 別	出 資 金	事 業 種 目 (工種又は施設区分)	施 設 の 管理運営	補助残に 対する自 己資金の 割合	備 考
				千円			%	
計								

- (注) 1 全ての事業主体について、事業種目別基準各表におけるいずれの事業主体に区分されるかを記載する。
2 事業主体区分は、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」の別表1(事業実施主体)より記載する。
3 構成員の内容及び構成員数は、構成員の業種ごとに記載するとともに、構成員ごとの住所、保有山林面積、出資金を記載した内訳表を添付する。
4 法人・任意団体の別は、中小企業等協同組合法に規定する協同組合、協業組合、企業組合等の別又は任意団体の別を記載する。
5 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。
6 補助残に対する自己資金の割合は、自己資金/(事業費-補助金等)を記載する。なお、自己資金は、出資金、剰余金等とする。

第4 経営診断の結果を反映した事項

事業主体	施設名	経営診断 実施年月日	経営診断を 実施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた内 容	備考

- (注) 1 経営診断を実施した者には、経営診断を実施した所属、氏名等を記載する。
2 主な指摘事項には、事業計画案の変更に係わる指摘事項を記載する。
3 指摘事項を踏まえた内容は、指摘事項を踏まえ、事業計画案の内容の見直しを行った事項について記載する。

第5 添付資料等

1 事業計画概要図

既存の市町村地形図等（縮尺は5万分の1程度）を使用する。

- (1) 計画地域（市町村）の位置及び区域
- (2) 市町村役場、森林組合及び地方公共団体の期間の位置（青色の で図示）及び名称
- (3) 整備する施設等の事業対象区域（施設、機械等を整備する事業については、設置計画場所を 印（赤色）で図示し、それらの名称を記載する。なお、作業道については、利用区域を黄色で、線形を赤線で図示し、路線名を記載する。）

2 費用対効果分析報告書

費用対効果分析報告書の作成に当たっては、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」（平成21年5月29日21林整計第88号）により作成し、費用対効果分析報告書を添付する。

3 その他

事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、それぞれ必要な事業種目において、利用計画（生産計画等）林業者等の組織する団体等の規約又は定款、機械施設の管理運営規程、事業に関する収支計画、事業成果等事業計画の参考になる資料を整備しておくものとする。また、各個別事業ごとに現在の状況からの変化を定量的

- 2 事業主体区分は、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」の別表1（事業実施主体）より記載する。

別記第2号様式【第4の2の(1)関係】

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長 印
(熊本市内に存する事業主体にあつては事業主体)

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業計画作成申請書
熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第4の2の(1)の規定に基づ
き、平成 年度事業計画を作成されるよう申請します。

別記第3号様式【第4の3の(3)関係】

第 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 様

(熊本市内に存する事業主体にあつては事業主体)

熊本県知事 印

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業年度計画通知書
平成 年 月 日付け 第 号で計画作成申請のあつた標記事業計
画については、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業施要領第4の3の(3)の規
定に基づき、別添のとおり作成したので通知します。

事業計画書を添付する。

別記第4号様式【第4の5の(2)関係】

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業業計画変更協議書
平成 年 月 日付け 第 号で通知を受けました表記事業計画
について、別紙理由により変更したいので、熊本県林業・木材産業生産性強化対策
事業実施要領第4の5の(2)に基づき関係書類を添え協議します。

記

- | | |
|------------|----|
| 1 事業変更計画書 | 1部 |
| 2 事業変更の理由書 | 1部 |

別記第5号様式【第4の5の(3)関係】

第 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 様

(熊本市内に存する事業主体にあつては事業主体)

熊本県知事 印

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業計画変更通知書
平成 年 月 日付け 第 号で協議のあつた標記事業変更計画に
ついては、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第4の5の(3)の規
定に基づき、承認したので通知します。

別記第6号様式【第5の2の(1)関係】

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長 印
(熊本市内に存する事業主体にあつては事業主体)

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業計画に基づき、下記のとおり交付決定前に着手したいので、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第5の2の(1)の規定に基づき申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

施工箇所	事業種目	事業主体	事業費	事業着手予定年月日 事業完了予定年月日	直営・請負別
			円		

事業着手とは、事業主体が施行伺い等を実施する日のこと。

3 着手の条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第8号様式【第5の3の(2)関係】

番 号

平成 年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長

(熊本市内に存する事業主体にあつては事業主体)

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業進捗状況報告書

このことについて、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第5の3の(2)に基づき、平成 年度 月末における事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

市町村名	事業種目	工種又は 施設区分 (路線名)	事業量	事業費 (円)	事業主体	契 約 年 月 日	工 期 (着手) (竣工)	請 負 額 (円)	進 捗 率 (%)	請 負 者	備 考
計											

- 1 工種又は施設区分ごとに、契約単位で記入すること。
- 2 直営施工の場合は、必要な事項を記入のうえ請負者に「直営」と記入すること。
- 3 進捗が遅れている場合は、理由、対処方法等を備考欄に記載すること。
- 4 事業実施市町村は、毎月末まで所管地域振興局に、所管地域振興局は管内をとりまとめのうえ、翌月の5日までに部長あて報告すること(期限厳守)。

別記第9号様式【第6の4関係】

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

市 町 村 長
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

平成 年度熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業所在市町村別調書

このことについて、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

市町村名：

補助 金 名	事業名 (地区名)	事業種目 及び 事業内容	施 工 箇 所 所在地	事 業 主 体 名	全 体 事 業		左のうち 年度事業		国庫交付金以外の負担区分					請負 購入 直営 系統 施行 の別	契 約		契約の種別 契約着手 竣 工 年月日	摘要
					年度 ~ 年度	事業量	事業費 国庫交付金	事業量	事業費 国庫交付金	都道 府県 費	市町 村費	公庫 資金	近代 化資 金		そ の 他	相手方名 (住所)		
							円		円	円	円	円	円			円		

別記第10号様式【第7の6の(1)関係】

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

市町村長 印
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した施設の増改築等
について(協議)

平成 年度林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した施設について、下記のとおり増改築したいので、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第7の6の(1)の規定に基づき協議します。

記

- 1 事業主体
- 2 増改築しようとする理由
- 3 増改築の内容

(1)取得施設

取得 年月日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	国庫 補助金額 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規格	数量			

(2)増改築の計画

増改築の計画	増改築の予定 年月日	事業内容			事業費 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規格	数量		

別記第 1 1 号様式【第 7 の 6 の(2)関係その 1】

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長 印
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設の処分
について

平成 年度林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設について、下記
のとおり処分したいので、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第 7 の 6 の
(2)の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業主体
- 2 処分しようとする理由
- 3 処分の内容

(1)取得施設

取 得 年 月 日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	国庫金 相当額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量			

(2)処分計画

処分 内容	処 分 予 定 年 月 日	処分の 相手方	事業内容			処分に係 る事業費 (千円)	処 分 価 格 (千円)	残 存 価 格 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量				

注) 処分内容は、目的外使用(事業の中止、取り壊し)、譲渡、交換、貸付、担保等に分けて
記載すること。

(3)代替施設計画

設 置 予 定 年 月 日	事業主体	事業内容			事業費 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量		

注) 本表は、処分するに当たり代替施設を設置する場合のみ用いること。

別記第12号様式【第7の6の(2)関係その2】

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市 町 村 長 印
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設の処分
について

平成 年度林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分した(する)ので、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第7の6の(2)の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業主体
- 2 処分した(する)理由
- 3 処分の内容

(1)処分対象施設

取 得 年 月 日	事 業 種 目	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	国庫金 相当額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量			

(2)処分計画

処分 内容	処 分 予 定 年 月 日	処分の 相手方	事 業 内 容			処分に係 る事業費 (千円)	処 分 価 格 (千円)	残 存 価 格 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量				

注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け等に分けて記載すること。

(3)代替施設計画

設 置 予 定 年 月 日	事 業 主 体	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 格	数 量		

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

市町村長 印
(熊本市内に存する事業主体にあっては事業主体)

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設の災害
報告について

平成 年度林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した機械施設が により被災したので熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業実施要領第7の6の(3)規定に基づき報告します。

記

1 被災施設の概要

- (1) 事業種目
- (2) 事業主体
- (3) 施設の所在地
- (4) 構造及び規模
- (5) 事業費(千円)
 - 全体事業費
 - 国 費
 - 県 費
 - 市町村費
 - その他
- 補助率(%)
- (6) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
 - 平成 年 月 日 第 号台風による強風
(気象台調べ 時 分 m / S 瞬間風速)
 - 平成 年 月 日 火災
- (2) 被災の程度
 - 屋根 m²及び 機械 台破損(焼失)
 - 破損(被災)額(千円)

3 復旧計画等

- (1) 応急措置
 - (例) 災害部分について応急措置(暫定措置)として屋根を被覆した。
- (2) 復旧計画
 - (例) 年度使用時期までに自己資金で復旧し、本来の機能の復旧を図る。
 -) 復旧見積額(千円)
 - (イ) 復旧時期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 その他

添付資料 被災状況写真(正面写真、側面写真等)

別記第14号様式【第4の1の(2)関係】

消費税納付についての調査書

事業主体名：

住 所：

1. 補助金交付申請額 円

2. 質問事項

1) 貴社は、消費税の納税事業者ですか。免税事業者ですか。

() 納税事業者

() 免税事業者

2) 貴社が消費税の納税事業者である場合、本則課税制度を選択していますか。簡易課税制度を選択していますか。

() 本則課税制度を選択適用

() 簡易課税制度を選択適用

平成 年 月 日

事業主体名

印

別記第 1 5 号様式【第 4 の 1 の(2)関係】

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

(事業主体) 市町村を除く

住所

氏名または名称及び代表者名 印

熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業により取得した財産の使用

に関する誓約書

(事業主体名) は、標記事業により取得した財産を使用して森林関連法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約します。

計画書点検シート

事業主体名		担当者:職 氏名
実施市町村名		担当者:職 氏名
地域振興局名		確認者:職 氏名

事業名	
事業メニュー	
事業種目	
事業内容	
事業費 (補助金・交付金額)	
個別指標	現状値:
	目標値:

事業主体別の事業計画書チェックシート

項 目		チェック欄	摘 要
(1) 事業主体の適正性			
ア	事業の趣旨（国際競争力強化、木材の安定供給体制の構築等）及び「体質強化計画」に寄与する事業であるか		
イ	運用に定める事業主体の種類毎の要件を満たしているか。		
ウ	事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。		
エ	過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。		
オ	エに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。		
(2) 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。			
(3) 用地の取得又は賃借に対する補償費が補助対象となっていないか。			
(4) 適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。			
(5) 補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く）			
	制度融資名：		事務取扱要領 別記3号様式
イ	金融機関名：		
(6) 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものではないか。			
(7) 交付対象とする施設等は、耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。			
(8) 個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。			
(9) 事業費積算等の適正性			
ア	事業費の算出は、県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。		
イ	整備コスト等の低減に努めているか。		
ウ	建設費が施設毎の上限建設費の範囲内となっているか。		
エ	下限建設費が定められている場合は、その金額以上となっているか。		
オ	附属施設は交付対象として適正か。（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
カ	備品は交付対象として適正か。（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		

事業主体別の事業計画書チェックシート

項 目		チェック欄	摘 要
(20)	高性能林業機械等の林業機械の導入については、間伐等森林整備促進対策事業において実施する間伐に必要な機械であるか？		
(21)	運用に定める施設毎の要件及び指標を満たしているか。		
(22)	事業による効果の発現の見通し		
ア	費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。		
イ	算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。		
ウ	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（算定数値を記入すること）。		
(23)	整備後の施設の管理・運営の見通し		
ア	施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。		
イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。		
(24)	施設等の利活用の見通し		
ア	近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		
イ	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。		
ウ	取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適正な行為を行う恐れはないか		別記第15号様式

注1 チェック欄には、各事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し、適当な場合は

「」を、該当なしの場合は「」を記入すること。

注2 チェック欄は、適宜加除すること。

県の事業計画書チェックシート

	項目	チェック欄	備考欄
第1 事業概要			
1	・誰が、どこで、何(改善等)をするために、何(施設整備等)をしようとしているのか記載されているか		* 確認内容や留意事項を必要に応じて記載
2	・交付金の大きな目標である木材の安定供給、木材利用推進、国際競争力強化等に寄与する内容として整理されているか		
3	・高性能林業機械の導入では、集約化に向けた具体的な取組を計画しているか		
事業主体			
4	・事業主体区分の選定理由 (林業者等の組織する団体等)		
5	・事業体の運営方針、方向性はあるか		
6	・運営上の課題(問題点)は把握しているか		
7	・今回の施設導入と課題(問題点)との関係はあるか		
実施箇所			
8	・事業主体だけでなく、地域への貢献をどのように考えているか		
9	・受益者はだれか。施業箇所はどこか(具体的に)		
10	・間接補助事業者となる市町村との連絡調整は十分に行われているか		
11	・市町村の事業への理解や指導体制は十分か		
12	・市町村からの支援策はあるか		
目的			
13	・事業主体として何をどのように変えようとしているのか		
14	・計画年度に取り組む理由(必要性)はあるか		

	－ 1 現状値(過去の状況)の確認		
15	・過去3ヶ年の平均値のみならず、3ヶ年の毎年の傾向はどうか		* 別表
16	・変動が大きい場合は、その要因の確認		* 別表
	－ 2 計画値の確認		
17	・目標年度に向けた年度毎の計画値の整理がされているか		* 別表
18	・要領に定める個別指標の伸び率以上か。		* 別表
19	・増産又は効率アップの要因をどう整理しているか (具体的な販路、増産フィールド)		* 別表
20	・計画値はカタログの最大値をもとに計算されていないか(メンテナンス等による休止を考慮すること)		
21	・バイオマス関連施設については、原料入手、販売経路等の計画の現実性を必ず審査する。また、原料入手先、製品販売先との調整状況を確認する。		
22	・協定取引が必要な場合、協定先の選定が行われているか。 (相手方への電話確認)		
23	・協定取引が必要な場合、協定量は確保されているか		
24	・JAS取得が必要な場合、取得済みまたは取得が現実であるか		
	方法		
	－ 1 能力・規模		
25	・計画数量と導入機械等の規模・能力は妥当か		
26	・能力・規模を説明できるカタログは添付されているか		
27	・機種を指定している場合は理由が必要		
	－ 2 事業費		
28	・見積は3者以上から徴収しているか		
29	・見積先(業者)の選定理由		
30	・見積の中に1式とした表記はないか。 ある場合は、1式の内訳まで整理すること		

第2 収支計画・実績			
31	・収支実績(現在)は、会社の決算書と整合がとられているか		
32	・過去3ヶ年の傾向を確認すること		
33	・収支計画の附の販売単価、販売量等の根拠は整理されているか		
第3 事業実施体制			
34	・事業実施により新たな取組が見込まれる場合、人材の確保等の検討がなされているか		
35	・既存施設の管理運営体制は十分か		
36	・自己負担金の対処方法(預貯金、銀行借受)は確実か		
第4 経営診断			
37	・5千万円以上では実施が必須。県のヒアリングまでに実施すること		
38	・指摘事項を計画に反映してあるか		
第5 添付資料等			
39	・費用対効果の計画書の収支計画・実績の数値、金額と整合が図れているか		
40	・事業の前後で比較できるフロー図は作成されているか		
41	・整備予定箇所の写真を添付してあるか		
42	・取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適正な行為を行う恐れはないか		別記第15号様式

計画内容について、次の項目を確認し、チェック欄に「」、「」を、備考欄に確認内容や留意事項を必要に応じて記載する。

その他の留意事項等

--

指標の年度別実績・計画

年度	指標	備考
		0 過去3ヶ年の平均値
		計画年度
		整備年度
		* 過去3ヶ年の傾向や導入後の効率アップ等を考慮し、毎年度の伸び率をどのように整理したかを記載すること。 * 具体的な販路、生産フィールドを記載すること。
		目標達成年度

指標の 伸び率	
------------	--